

# 消費生活 相談

## そのURLのクリック、ちょっと待って！ 「フィッシング詐欺」に注意しましょう！

【問い合わせ】消費生活センター（産業政策課内 ☎287-0858）

全国の消費生活センター等には、事業者や公的機関などの実在する組織をかたってSMS（ショートメッセージサービス）やメールを送信し、IDやパスワード、クレジットカード番号等の個人情報搾取した上、クレジットカード等を不正利用する「フィッシング詐欺」に関する相談が多く寄せられています。相手からIDやパスワード、クレジットカード番号等の入力要求されたら「詐欺」を疑い、絶対に入力しないでください。

### 相談事例

**【事例1】** 通販サイトからメールが届き、クレジットカード番号を入力したら不正利用された。

**【事例2】** 宅配業者から不在通知のSMSが届き、パスワードを入力したところ、キャリア決済（買い物等の代金を月々の携帯電話料金と合算して支払う方法）で課金された。

### 日頃からフィッシング詐欺対策を！

**【事業者や公的機関などのSMSやメールを見るときは…】**

▽日頃利用している事業者等からでも、まずフィッシングを疑う

▽記載されているURLにはアクセスせず、事前に

ブックマークした正規のサイトのURLや正規のアプリからアクセスする

▽事前のブックマークがない場合や、少しでも不安に思う点があれば、事業者等の正規のサイトでフィッシングに関する情報がないか確認する

**【フィッシングサイトにアクセスしたと気付いたら…】**

▽IDやパスワード、クレジットカード番号等は絶対に入力しない

▽フィッシングサイト上のアプリをダウンロードしない

**【フィッシングサイトに情報を入力してしまったら…】**

▽同じIDやパスワード等を使い回しているサービスを含め、IDやパスワード等をすぐに変更する

▽クレジットカード会社や金融機関等に連絡する

**【日頃からの事前対策】**

▽セキュリティソフトや携帯電話会社の対策サービス等を活用する

▽IDやパスワード等の使い回しをしない

▽クレジットカードやキャリア決済、インターネットバンキングの利用明細はこまめに確認するほか、利用限度額を必要最低限の金額に設定する

不安を感じたときは、すぐに消費生活センターや消費者ホットライン（☎188）へご相談を！

国民年金  
だより



特例制度の利用と  
免除申請について

**免除・納付猶予制度**▼保険料を納めることが困難な場合に、ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部が免除になる制度です。次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます。

①退職（失業等）により納付が困難な方：申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）した方で、申請を希望する場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写しをお持ちください。

**学生の皆さんへ**▼前年所得が基準以下の学生は、申請により在学中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」が利用できます。申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証（写し）または在学証明書（原本）をお持ちください。なお、令和5年度においてこの制度により国民年金保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き同じ学校へ在学予定の方には、ほか形式の学生納付特例申請書が送付されます。ほかきでの申請の場合、学生証または在学証明書は添付不要です。

**過去の分の免除申請は**▼申請時点の2年1か月前の月分

までさかのぼって申請できます。※申請書等は、年金事務所、保険課医療保険担当窓口（役場行政棟1階）に備え付けてあるほか、日本年金機構ホームページからもダウンロードできます。

**産前産後期間の保険料免除**▼出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から手続きができます。

**申し込み・問い合わせ**▼水戸北年金事務所（☎231局2283）、保険課医療保険担当（☎282局1711内線1173）

◎令和6年度の国民年金保険料の額は、1万6,980円/月です

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストア、スマホアプリを使用した電子決済をご利用ください。